

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和5年(2023年)8月1日作成)

法令名	行政書士法
根拠条項	第14条の2第2項
処分の概要	行政書士法人に対する戒告、業務停止
法令の定め	<p>第14条の2第2項</p> <p>行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その従たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反等が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。</p> <p>一 戒告</p> <p>二 当該都道府県の区域内にある当該行政書士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止</p>
処分基準	過去に処分実績がなく、処分の原因となる事実の認定に関して具体的な基準を画一的に定めることは困難であることから処分基準の定めはない。
処分担当課	総合政策部地域行政局市町村課行政係 (電話番号：011-231-4111 内線23-528)
問い合わせ先	総合政策部地域行政局市町村課行政係 (電話番号：011-231-4111 内線23-528)
備考	